

5月5日～5月11日は 児童福祉週間

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事が全国で行われます。

第1回目の「児童福祉週間」が実施されたのは昭和22年5月のことでした。その約7か月後に「児童福祉法」が成立しました。この法律は、戦後、貧困状態にある子どもの保護や救済、そしてこれからを担う子どもの健全な育成を図るため、昭和22年12月に制定されましたが、何度も改正されています。

平成28年に初めて、理念に「児童の最善の利益の優先」「自立が図られること」が明文化されました。また、令和4年6月の改正では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえて、「子どもの意見聴取の仕組みの整備」や、「自立支援の年齢による利用制限の弾力化」「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化」などが盛り込まれました。

この機会に、みなさんも「子どもの福祉」や「子どもの権利」について考えてみませんか？



この週間中には、子どもセンターや市町立図書館など、いろいろなところでイベントがあるね。行ってみよう！

※子ども家庭庁や厚生労働省、市役所や町役場などのHPから取組やイベントの情報を見ることができます。チェックしてね！

参照：子ども家庭庁HP、厚生労働省HP、社会福祉法人全国社会福祉協議会HP

児童福祉週間について、どれくらい知っていますか？チェックしてみましょう！



- Q1 児童福祉の理念が書かれている法律は？
a. 教育基本法 b. 少年法 c. 児童福祉法
- Q2 令和5年度に児童福祉週間を主唱※しているのはどこ？
※主唱 … 意見・主張などを、中心となってとることを。(出典：小学館『デジタル大辞泉』)
a. 文部科学省 b. 子ども家庭庁 c. 厚生労働省
d. 社会福祉法人全国社会福祉協議会
e. 公益財団法人児童育成協会
- Q3 児童福祉週間が始まったのは何年？
a. 1947年 b. 1957年 c. 1967年
- Q4 令和5年度の主な運動項目はいくつ？
a. 5 b. 6 c. 7 d. 8
- Q5 児童福祉週間の令和5年度の標語はどれ？
a. 小さなて みんなではぐくみ 育ててく
b. 見つけたよ 広がる未来とつかむ夢
c. あたたかい ことばがつなぐ こころのわ



子どもまんなか
子ども家庭庁
社会福祉法人全国社会福祉協議会
公益財団法人児童育成協会

Q1
の答え

Q2
の答え

Q3
の答え

Q4
の答え

Q5
の答え